

令和 7 年度 第 2 回

稲敷市国民健康保険運営協議会会議録

令和 8 年 2 月 1 8 日 開会

令和 8 年 2 月 1 8 日 閉会

稲敷市国民健康保険運営協議会

令和7年度 第2回稲敷市国民健康保険運営協議会

開催日 令和8年2月18日(水) 午後2時00分

場 所 稲敷市役所 3階 322会議室

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の決定

日程第2 会議録署名人の指名

日程第3 議案第1号 子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康
保険税の見直しについて

日程第4 議案第2号 令和8年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)
について

出席委員

2番	川	嶋	洋	子
3番	坂	本	和	広
4番	小	倉	新	市郎
5番	坂	本	成	人
6番	秋	本		優
7番	横	田	一	郎
9番	椎	野		隆
11番	関	川		昭
12番	高	須	耕	一
13番	青	野	由	美子

欠席委員

1番	上	野	光	江
8番	宇	津	喜	直 樹
10番	根	本		脩

出席説明員	保険年金課長	栗	山	宏
	保険年金課長補佐	鈴	木	美 宏

午後2時00分開会

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第2回稲敷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日、会議の進行を務めさせていただきます保険年金課の栗山です。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

開会に先立ちまして、今回、民生委員児童委員会長として黒田委員に代わり、関川昭様が就任されたことから、関川委員へ国民健康保険運営協議会委員の、委嘱状を交付いたします。

委嘱状の交付は副市長より、お願いいたします。関川委員、前へお進みください。

〔副市長より委嘱状の交付〕

席にお戻りください。

それでは、開会に当りまして、椎野会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。椎野会長お願いいたします。

○椎野会長

本日は、大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

国民健康保険事業につきましては、少子高齢化の影響により、国保加入者が減少する中、一人当たりの医療費は増大傾向にあります。

稲敷市においても、国保税の税率見直しを行いながら国保加入者の皆様が、安心して医療を受けられるよう、国保事業運営の安定化を図ることが、今後ますます重要となります。引き続き、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて本日の運営協議会でございますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長（栗山宏）

続きまして、本日、公務のため市長が不在ですので、副市長よりご挨拶を頂戴したいと思います。塩畑副市長よろしく願いいたします。

○塩畑副市長

皆様、こんにちは。副市長の塩畑でございます。

本来であれば、寛市長がご挨拶すべきところでございますが、本日は出席が叶いませんため、代わりましてご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中、令和7年度第2回稲敷市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より国民健康保険事業の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本日の運営協議会では、このあと諮問をさせていただきます「子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険税の見直し」を主な議題としております。本制度は、国が進める「異次元の少子化対策」に関する各種施策を推進するため、保険者から財源の一部を頂戴するものであり、皆様のご理解をお願いするものでございます。少子化は、社会経済全体に関わる大きな課題であり、若者や子育て世帯の所得を伸ばし、若い世代の誰もが結婚や子どもを産み育てたいという希望を叶え、将来に明るい展望を持てる社会を実現するため、優先的に取り組むべき問題であると考えております。

そのためには、世代を超えて相互に支え、支えられる関係の中で、暮らしを守る仕組みを構築していくことが重要であると感じており、国民健康保険制度も、まさに皆様で支え合う大切な医療制度でございます。

本日は、健全な制度運営のため、忌憚のないご意見を賜り、慎重なご審議をお願い申し上げますとともに、今後とも事業運営へのご協力をいただけますようお願い申し上げ、会議開催にあたってのご挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長（栗山宏）

ありがとうございました。

続きまして、稲敷市国民健康保険施行規則に基づく、本運営協議会に対する諮問でございますが、副市長から諮問させていただきます。

副市長お願いします。

代表して、会長にお受け取りいただきます。

それでは副市長お願いします。

○塩畑副市長

子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和８年度国民健康保険税の見直しについて
(諮問)

令和６年６月５日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、少子化対策の財源に充てるための「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

本制度は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに要する費用を被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付していくこととされています。

このため、本市においても、令和８年度以降、子ども・子育て支援分の賦課・徴収を行う必要があることから、下記のとおり諮問します。

記

子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和８年度国民健康保険税の見直しについて

○椎野会長

運営協議会を代表しまして頂戴いたします。

○保険年金課長（栗山宏）

公務のため、副市長はここで退席させていただきます。ありがとうございました。

〔 副市長 退席 〕

ただいま、市長から本運営協議会に対しまして諮問がなされました。委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

それでは、協議に入ってまいります。

本日の出席委員は、１０名となっております。

１番 上野 委員、８番 宇津喜 委員、１０番 根本 委員につきましては、所用のため欠席となっております。

なお、会議の議長につきましては、稲敷市国民健康保険規則第４条の規定によりまして、椎野会長にお願いしたいと思います。椎野会長よろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局より出席委員数の報告がありましたが、定足数に達しておりますので会議を始めます。事前に配布いたしました資料の日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第1 議席の決定についてでございます。通常はくじ等で決定するところですが、資料名簿の選出区分ごとに順次議席番号とさせていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

○議長（椎野会長）

異議なしと認めます。議席につきましては資料名簿順に決定いたします。

日程第2 会議録署名人の指名を行います。

本日の会議録署名人に、

3番 坂本和広(さかもとかずひろ)委員、

4番 小倉新市郎(おぐらしんいちろう)委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 議案第1号「子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険税の見直しについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（鈴木美宏）

議案第1号 「子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険税の見直しについて」を、ご説明いたします。

着座にて、ご説明させていただきます。

資料1－1をご覧ください。

子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険税の見直しについてでございますが、本案は、諮問書にありますように「子ども・子育て支援金制度の導入によるものでございます。

国から出されておりますカラー刷りの「子ども・子育て支援制度が開始されます」をご覧ください。

「子ども・子育て支援金制度」とは

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業からの皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

裏面の子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内をご覧ください。

主なものとしまして、左上の「児童手当の拡充」でございます。

所得によらず、支給の対象となり、支給期間は高校生年代まで延長、第3子以降は1人当たり月3万円に大幅増額、支給が4カ月に1回から、2カ月に1回の支給となっております。

次に右上の「妊婦のための支援給付」でございます。

妊娠届を提出すると5万円、さらに出生届出に5万円の10万円の給付となっております。

表にもどっていただきまして

3つ目のいつから始まるの？支援金は令和8年4月から医療保険料とあわせて拠出いただきます

支援金額は、平均で令和10年度月額450円、令和8年度250円と試算されています。

資料1-1にもどっていただきまして、《子ども・子育て支援金制度の導入に係る国民健康保険税条例改正の内容》

1 子ども・子育て支援分の追加

地方税法の一部を改正する政令が年度内に公布が予定されており、それに伴い稲敷市国民健康保険税条例についても改正が必要となっており、手続きを進めております。

改正内容は、子ども・子育て支援分 所得割、均等割、18歳以上均等割が追加され、医療分の賦課限度額が67万円に引上げ、軽減世帯の基準の見直しとなっております。賦課限度額は、どれだけ収入が多くても、この金額以上はかからないという上限ラインでございます。

下の表にありますように

子ども・子育て支援分 所得割0.26%、均等割1,600円、18歳以上均等割100円となっております。18歳以上均等割とは、18歳未満には均等割が課税されませんので、その分を18歳以上全員で按分するものでございます。子ども支援分の賦課限度額は3万円となっております。

次のページをご覧ください。

低所得者に対しまして、均等割世帯所得の基準を見直して対象世帯を拡大するものでございます。

軽減割合5割は現行の30万5千円を31万円に、2割軽減は、56万円を57万円に変更するものでございます。

資料1-2及び1-3は、条例の改正文と新旧対象表となっておりますので、後ほどご

確認願います。説明は以上です。

○議長（椎野会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

無いようですので、議案第1号の説明は以上となります。

それでは、議事に戻ります。

日程第4、議案第2号「令和8年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（鈴木美宏）

議案第2号「令和8年度 稲敷市国民健康保険特別会計予算（案）について」をご説明させていただきます。

着座にて、ご説明させていただきます。

資料2-1「令和8年度国民健康保険特別会計予算の概要」をご覧ください。
予算の総額は、歳入歳出それぞれ、49億1,441万円でございます。
対前年度との比較で、5,143万5千円の減額となっており、比率では1%の減額となります。

それでは、歳入の主な項目をご説明いたします。

款1 国民健康保険税

9億77万8千円を見込んでおり、前年度より3,734万7千円の増額となっております。増額の理由は、主に先ほどご説明いたしました「子ども・子育て支援分」によるものです。

毎年被保険者数は減少しており、令和7年度も約503人被保険者が減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加しております。

款4 県支出金

県から支払われるもので、主に医療給付費の財源となっております。36億1,077

万7千円を見込んでおり、前年度より1,271万2千円の増額となっております。

款6 繰入金

3億8,723万2千円を見込んでおり、前年度より9,690万6千円の減額となっております。繰入金は、一般会計及び基金からの投入される財源でございますが、例年は基金を1億円程度活用しておりましたが、税率見直しなどにより基金の取崩しを抑えられております。

以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出の主なものをご説明いたします。

款1 総務費

1億220万6千円を見込んでおります。前年度から127万3千円の増額となっております。内訳は、国民健康保険の事務にかかる職員の人件費、事務経費、国保運営協議会費、賦課徴収事務等に要する経費でございます。

款2 保険給付費

35億3,011万3千円を見込んでおります。内訳としましては医療機関へ支払う医療費分となる療養給付費が大部分を占めており、その他、被保険者へ給付される高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などに要する経費が主なものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金

11億9,037万5千円を見込んでおります。前年度より6,104万1千円の減額となっております。県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村から県に支払う納付金です。納付額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し県が算定しており、被保険者の減少にともない、納付金も減額となっているものと考えております。国保事業においては、この納付金に国民健康保険税を全て充てている状況となっております。

款6 保健事業費

7,074万7千円を見込んでおります。前年度より792万1千円の増額となっております。医療費通知、人間ドックの助成、特定健診、ヘルスアップ事業等に係る委託料が主な経費となっております。

実は、稲敷市は、県内のほとんどの市町村では有料で行っている集団検診を無料、人間ドックも県内でトップクラスの補助を行っております。そのような状況であっても、受

診率は平均を下回っておりましたので、検診受診率を伸ばすための取組みに、通知の仕方や内容を変更して力を入れております。

予算の概要につきましては以上となります。なお、詳細については資料 2-2 に掲載しております。

以上で、議案第 2 号「令和 8 年度稲敷市国民健康保険特別会計予算（案）」の説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第 2 号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

無いようですので、私からいいですか。

歳入の繰入金が、前年度比較で約 9 6 0 0 万減っているということですが、これはどういうことですか。

○保険年金課長（栗山宏）

この繰入金については、令和 7 年度に税率の見直しを行っておりますので、それで補われています。また、被保険者が減っているのも、それに伴って基金の取り崩しを今回は減らしても大丈夫という状況です。

○議長（椎野会長）

了解しました。他にはございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第 2 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（椎野会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で本日提出されました議案の審議を終了いたします。

その他、委員の皆様から意見等がありましたらお願いします。

その他、特にないようでございますので、本日の日程を終了とし、議長の職を解かせていただきます。

協議進行にご協力いただきありがとうございました。

○保険年金課長（栗山宏）

本日議論していただきました「子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険税の見直しについて」の答申でございますが、これから皆様に答申書（案）を配布いたしますので、内容をご確認いただき、ご意見等を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔 配布 〕

配布したこちらの資料については、子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険税の見直しについて（答申）の案でございますが、ご説明させていただきます。

令和8年2月18日付稲保第30号で諮問のありましたことにつきましては、下記のとおり答申いたします。

子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険税の見直しについては、了承いたします。

附帯意見としまして、子ども・子育て支援金制度の導入に係る国民健康保険税の見直しに当たり、以下の意見を申し添えます。

子ども・子育て支援金制度は、将来を担い社会保障を支える子どもたちや子育て世代を支える必要な仕組みであることを丁寧に説明し、被保険者の理解が得られるように努めること。

特に低所得者世帯などへの影響が見込まれることから、負担軽減について、国に対し要望を上げるなどの働きかけを行うこと、ということで作らせていただきました。

こちらについて何か意見があればお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

補足の説明として、この制度については国の制度として進めるものでして、実際の税率等については県の方から標準の税率が示されており、それに基づきまして、市町村で決めるわけですが、県の示された税率よりも今回の子ども・子育て支援金の税率については、若干下げております。

令和8年度の負担は平均250円、令和9年度だと300円、令和10年度だと40

0円と段階的に上がるような制度を国の方で作っておりますので、税率についてはその都度今後の財政状況を見ながら検討したいと考えております。

○椎野会長

一点確認させてください。

子ども・子育て支援金というのは、これを国保でやるというのは別枠でやる話にはなくて、健康保険と合わせるということですか。

○保険年金課長（栗山宏）

これは、今回話しているのは国保の話ですけれども、当然、社保や後期などそれぞれの保険者の方からまんべんなく全世代で支えるということです。被保険者の保険料の中に上乗せして、国の方が財源として先ほど言いましたような児童手当の拡充とか妊婦の支援金といった給付に充てるといような制度でございます。

○椎野会長

法律の中にそのように規定されているということですか。

○保険年金課長（栗山宏）

そうです。

○椎野会長

わかりました。

○保険年金課長（栗山宏）

他はよろしいでしょうか。

それでは、先ほどの答申書につきましては、後日、事務局から市長に提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度第2回国保運営協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後2時40分閉会

稲敷市国民健康保険規則第7条の規定により署名する。

議 長 椎野 隆

3 番 委員 坂本 和広

4 番 委員 小倉新市郎

